

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者・会議のてん末・概 要

1 開 会

司会
(福原課長)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第2回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会・進行を務めさせていただきます、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の事務局を担当します、久喜市総務部市政情報課長の福原でございます。

本会議は、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第4項の規定に基づき公開としております。また、本日の会議内容は録音させていただき、会議録については、会長へ確認後、署名の上、公開いたしますので、ご了解をお願いいたします。

なお、今回の会議も会議録システムを使用して会議録を作成いたしますので、発言の際にはマイクの使用にご協力をお願いいたします。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

《事務局から資料の過不足や落丁等の確認》

それでは、会議の進行につきましては、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第2条第4項の規定により、佐世会長に議長となつていただきまして、議事進行をお願いしたいと思います。

佐世会長よろしくをお願いいたします。

2 議 事

(1) 久喜市個人情報保護法施行条例の方向性について(諮問)

議 長
(佐世会長)

どうも皆さん、こんにちは。お世話になります。

お役目により、私の方で進行させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず初めに、ただいまの出席者は8名でございますので、この人数は、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づく定足数に達しております。

会議は有効に成立するということですね。

それでは早速議事に入りたいと思います。

久喜市個人情報保護法施行条例の方向性について、の諮問についてです。

会議の進め方ですが、初め、事務局から、前回の会議の資料に対する質問の回答を説明をしていただいてから、諮問書の説明をしていただきます。

その後、答申案について議論をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局の方からよろしくをお願いいたします。

事務局
(関根主幹)

はい。

市政情報課の関根と申します。

よろしくをお願いいたします。

では、本日お配りをさせていただきました、質問及び意見という資料をご覧くださいと思います。

こちらは、8月4日に行われました、会議の資料3について、質問と意見を伺いましたところ、3名の委員さんの方から質問をいただきました。その内容についてご説明の上ご回答させていただきたいと思つています。

まず、1枚目が、質問者石田道哉委員さんでございます。

質問といたしましては、41ページの市条例対応の方向性についてということで、規定できない理由の中に、「改正法の規律以上の条件をもって目的外利用、外部提供を認める旨の規定は、同法以上の制限と解される。そして、改正法の趣旨から許容されないと解される」と記載されているが、個人情報の保護をより強固なものとする観点からは、目的外利用・外部提供のハードルを上げることも可能ではないか。法律上は、目的外利用・外部提供は例外として規定しているため。また、個人の利益・権利を条例により法律以上に制限するというのではなく、行政に対する制約ではないかというご質問いただきました。

こちらに関してですけれども、この度の法改正につきましては、地方公共団体の個人情報保護制度について、法の規律を適用して、解釈を個人情報保護委員会、国の個人情報保護委員会が、一元的に担う仕組みを確立するということが趣旨となっております。

国の個人情報保護委員会の資料におきましても、個人情報保護やデータ流出に直接影響を与える事項であって、条例で定めることは許容されない事例ということで、3つほどを挙げておまして、目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定。それと要配慮個人情報または条例要配慮個人情報の取得、利用、提供を制限する規定。それと、オンライン結合に特別の制限を設ける規定。そういったことをですね、条例に定めることが許容されない事例として挙げております。

上記のような制限というものは、法の規律と一元化という趣旨に反するというふうな見解を示しております。

また、法律と重複する内容の規定や法律を上回る規定はできないというふうにされております。

このようなことから、目的外利用、それと外部提供を制限する規定を独自に条例に規定することは難しいというふうに考えているところでございます。

続いて2枚目をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、小宮山委員さんの方からご質問いただいた内容となります。

まず質問1でございますが、前回の資料3の1ページで、個人情報保護法施行条例の対応の方向性について、ご質問いただきました。

回答ですが、久喜市の条例整備方針につきまして、資料3で提示している条例の規定内容については、個人情報保護委員会が示した条文イメージや、埼玉県をはじめ、県東部12市を中心とした近隣の状況を確認及び参考にしただうえで、条例案を策定しております。なお、他の自治体におきましても、国の示している条文イメージを参考に作成していることが想定されますことから、それほど、大きな差異はないというふうに考えております。

次のご質問で、必要最小限の独自の保護措置の有無の確認ということですが、改正個人情報保護法におきまして、条例で定めることが許容された事項が独自の保護措置ということであるため、今回の個人情報保護法施行条例の骨子で、第3条の手数料を除く、第1条から第7条が独自の措置というふうに考えております。

続いて2番です。

こちらは、近隣自治体及び県下同規模市の人口14万人以上で、横並びとした場合の問題点は何かということですが、先ほど、1番の質問でご回答申し上げました通り、条例案としては、個人情報保護委員会が示した条文イメージを参考に規定をしているということから、他自治体と比較して大きな問題点はないというふうに考えております。

次に、3として、条例議決後に、個人情報保護委員会に条例を提出することになっておりますが、その後に指摘事項があった場合の対応はということでございます。

こちらは、議決後に指摘を受けることがないように、条例案を議会上程の前に、個人情報保護委員会に確認することを予定しております。

次に、下の論点①、本人開示等請求にかかる手数料の設定ということで、質問2として、実費費用金額の枚当たりは少額であっても、適正額を問う。積算方法

の明確化、国が示す実費は、久喜市の手数料算定について、手数料に配賦かという、ご質問を受けております。

回答は次のページ、裏面になるのですが、今回お示ししております条例案では手数料は無料とさせていただきます。

手数料の調整につきましては、県内の自治体が概ね無料とする規定をするという予定でありますので、久喜市使用料及び手数料の見直し方針により、自治体間で著しい差がないようにいたしました。

ただし、実費分として、規則を施行細則という名称で規定する予定ですが、今回新設するCD-RやDVD-Rの額については、他市の例や、その当該消耗品の金額により算出をさせていただきます。

②の実費費用金額の精緻な原価計算に基づき算出した場合の積算過程の資料提出を求めるという、ご質問いただきました。

こちらについては、CD-R及びDVD-Rの購入額と、それと近隣自治体の均衡を配慮して設定をさせていただいてるものでございます。

CD-Rが50円、DVD-Rが150円という内容となっております。

次に2として、もっと柔軟な対応が必要ということで、電子マネー払いと値引き、電子立国に資し、貨幣扱いの煩わしさを解消。例として公共運賃の電子値引き、そういったことはいかがかということでございます。

本市の場合ですが一部を除いて、支払いの形態は電子マネーに対応していないため、個人情報保護制度のみで、電子マネーを用いて値引きをするとかそういうことはちょっとできないというふうに考えております。

また従量制、利用枚数及び段階的値引きの導入ということですが、この個人情報開示請求については受益者負担ということになりますので、10回やっただけから値引きをしましょうとか、そういう考え方はなじまないのではないかとこのように考えております。

続いて3の実費費用額の固定据え置きは是非ということで、激変緩和措置及び3年目途の見直し措置の導入という内容でございます。

昨今の物価状況を踏まえますと、確かに激変緩和措置等の検討は必要と考えるところですが、適宜状況を見極めながら判断していきたいというふうに考えております。

続いて4として、以上の1から3を踏まえて、近隣自治体との均衡に配慮。近隣自治体及び県下同規模14万人以上との金額の対比ということで、そういった一覧表の提出を求めるというふうになっておりまして、こちらについては、この資料の後にですね、別紙1ということで、聞き取り調査をさせていただいた内容を示させていただきます。

コピー代等については、ほぼ同じような感じになっておりまして、CDやDVDについては、比較的、実費相当額という表現で運用している例が多いようにございます。

続いて3ページの②歳入に影響ということで、財政課、企画政策課とのすり合わせた内容ということなんですが、内部の調整としては、その二課には確認したところですが、調整は不要ということですので、該当はございませんでした。

それと、質問3でございます。

久喜市個人情報保護法施行条例（案）の第7条、運営審議会への諮問を問うということで、【論点⑥】の個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める時の審議会への諮問についてでございます。

こちらの第7条に規定しております各号の文言は、国が示すガイドラインと、どの部分とそれぞれ合致するのかということで、そういった関連の図表等の提出を求めるということでございました。

こちらはガイドラインではなくQ&Aに関係するような記載がございましたので、その抜粋をこちらに掲載をさせていただいております。

では次に2の方に進めさせていただきたいと思います。

4ページをご覧いただきたいと思います。

市条例案の第2号で、先ほどの運営審議会に諮問する内容の第2号に「安全措

置に基づき講ずる措置の基準を定める場合」とは具体的に何を示すかということなのですが、安全管理のために必要かつ適切な措置には、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置及び外的環境、そういったものの把握がありまして、これらの具体的な基準等を想定しております。

また、この件については国にも確認をしてみたのですが、例えば、現行システムを運用している中で、サイバー攻撃とかそういうものが多発している状況があったとして、そういうときに、市としてどういうセキュリティをしていったらいいのか等、そういうような議論をすることも想定されるのではないかと、個人情報保護委員会の担当者はおっしゃってございました。

続いて①の「具体的手法」の文言が「基準を定める場合」に限定され後退ということなのですが、こちらの資料のP28ページに、法第66条に基づく安全管理措置の具体的な手法ということで書いてあるのは、運用ルールの細則の例として、個人情報保護委員会が示しているものでございます。

この後退というところは、具体的手法よりも基準の方が議論の範囲が狭くなってしまおうということかと思っておりますが、いずれにしても、国の方の説明ですと、運用ルールの細則としての例として安全管理措置の具体的手法というのを挙げているところでございます。

次に②として漏えい等が発生した場合、実施機関の危機管理対応をチェックする機能を付与ということで、市案の第2号、先ほどの運営審議会に諮問することができる内容の第2号に、「並びに実施機関が対処した具体的措置の報告」というものを追記したらどうでしょうかということです。

さらに個人情報保護委員会の報告及び本人通知以外に、運営審議会に発生件数、対応、原因及びその後の対策を報告。それより、実施機関に対して、よりチェック機能が働くというようなことで、そういう報告を追記したらどうでしょうかという内容かと思えます。

こちら個人情報保護委員会の方に見解を聞いてみたのですが、この諮問に関する条文については、あくまでも内容が運営審議会への諮問事項を列記しているため、この条に報告事項を規定することはできないということでした。

また、他の条文で報告する規定を設けるということを考えた場合ですが、そういう個別案件の報告というのは、運営審議会にはできないというような見解を得ておりますので、せっかくご提案いただいた内容なんですけども、そこは難しいのかなというふうに考えているところでございます。

続いて5ページの市案と他の地方自治体の運営市議会の改正施行条例（案）は横並びかということで、せめて県下統一を図るべき、というようなご意見でございます。

こちらですけれども、これもやはり、条例案については、個人情報保護委員会が示した条文イメージを参考に作成しております。運営審議会の諮問事項については他自治体も当該条文イメージをもとに規定している例が多いようでございます。

埼玉県に確認したことはありますが、改正法に基づき、それぞれの自治体が決めることであるので、県内統一の規程等を示すことはできないというふうなお話でございました。

こちら別紙1の表の右に運営審議会の諮問事項という項目を設けさせていただいているのですが、ほとんどの自治体が、個人情報保護委員会が示している条文イメージの通りで規定しており、この条例の制定改廃、法第66条第1項、これは安全管理措置のことですが、これに基づき講ずる措置の基準を定める場合。それ以外に、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合という、この3つを規定するところがほとんどでございました。

続いて4番、改正個人情報保護法第129条の運営審議会への諮問規定の影響ということで、改正個人情報保護法施行後の久喜市情報公開・個人情報保護審査会及び同運営審議会条例の扱いということでした。

こちらについては、久喜市情報公開・個人情報保護審査会と、同じく情報公開・個人情報保護運営審議会の条例とも法改正の影響を受けるため、設置根拠部

分や、所掌事務、そういったものを改正させていただき予定でございます。

続いて5番、新たな審議会の所掌事務ということで、改正個人情報保護法の第81条に規定する、存否応答拒否を審議会への報告義務としたらどうかということですか。

ちなみに存否応答拒否っていうのは、ある・なしを答えるだけで、実質、内容を公開してしまうようなことを言ひまして、例えば、例を挙げますと、ある人が私、関根の生活保護台帳があるかというようなそういう内容があった場合に、ありますけれども、お見せすることはできませんって言うてしまうと、関根は生活保護を受けていることが相手にわかってしまうというような場合については、ある・なしを答えないで、そういうことにはお答えできませんというような対応するのを存否応答拒否と言っているのですけども、そういう対応があった場合は、こちらの運営審議会に報告をする。そういう規定を盛り込んだらどうかということだと思います。

こちらについても、次の6ページに回答させていただいたところですが、やはりこれは運営審議会の諮問についての条文ということですので、報告事項は規定することはできないという国の見解でございました。

なお、過去、私がいる5年間の状況を見ても、存否応答拒否により決定したというものは、情報公開制度及び個人情報保護制度両制度において、事例はないという状況でございます。

続いて、野村委員さんの方からいただいた質問の内容となります。

前回の資料の21ページで、第5条に、開示決定の期限の説明をさせていただいておひまして、その中で2と3の条文の意味が理解しづらいように思ひますという質問です。

文字通り読みますと、①は、開示請求受け付けから14日以内の期限を明示し、②は、期限基準14日から延長期間30日ですから、14日プラス30日以内と読み、延長期間を含んだ日数は44日となり、③と同じ日数になります。

規程理由②を読んでも、②と③は同じ44日の日数を言ひてるように感じます。ただ②においては、事務処理上困難な場合、③においては、保有個人情報の大量の場合と、別々の理由が挙げられておひます。

すると、もしかしますと、②は開示請求受け付けから30日以内と読むほうが正しいのかなとも思ひます。

開示請求から①が14日、②が30日、③が44日なのか、あるいは、①が14日、②が44日、③が44日なのかにもよりますが、文言を精査した方がよろしいかと思ひます、というご意見をいただいております。

こちらの開示決定の仕組みですけども、ちょっとわかりづらいところがあったかもしれないのですが、まず、回答の方をご覧いただきたいと思ひます。①として、開示請求があった日から、まず14日以内に開示決定をしますと、これが通常の原則となります。

②は、事務処理上困難な場合は、14日に対して、30日まで追加をして、延長が可能という内容になります。

従ひまして最大44日の決定基準となります。

③といたしましては、個人情報大量の場合、ということなのですがこれもこれは、②の延長を適用して、最大44日延長したとしても、開示請求にかかる個人情報の量が余りにも多くて、その44日以内に開示決定をすることが困難な場合を意味しておひまして、そういった個人情報が大量の場合については、開示決定の特例により期限を延長するということができるようになっておひます。

その場合は、この特例を適用する場合は、①の期限内に、その期限内というのはその14日以内ですね。原則の14日以内に、この特例を適用させます旨及び処理ができない理由、それと、何日以内に開示する最長の期限を決めて請求者に通知します。

この最長の数値っていうのは、44日以上、50日だったり60日だったりという、その44日以上かかる合理的な日数を実施機関で決めまして、相手に通知をするという仕組みになっておひます。

そして、そのあと、開示請求があった日から最大の44日、30日と14日を

足した44日以内に、相当の部分、できる範囲の決定を行いまして、残りの部分をその実施機関が合理的な日付を決めた例えば50日だったり60日だったり決めた、最大の期限の間に全部の開示決定をするというような流れになっております。

裏面をご覧くださいなのですが、個人情報保護法の規定でございまして、第83条の第1項が、これがまず原則の日付になっておりまして、これ国の方は30日となっております。市の方は、ここを14日以内というふうに考えているところ です。

第2項に前項の規定にかかわらず、事務処理の困難その他正当な理由があるときは、その期間を30日以内に延長することができるということになっておりまして、原則の日数よりも、プラス30日延長できるっていうのはこの規定になっているのですが、特に、その次の第84条がポイントになりまして、開示決定の期限の特例、こちらについては、この法律の書き方にある通り、「開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずる恐れがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期限内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当な期間内に開示決定をすれば足りる」となっておりまして、この相当の部分については、当該期限内に開示決定をし、というのが、ここで言う60日以内に、まずできる範囲の相当の部分について、開示決定をすることです。

残りの保有個人情報については、相当な期間内に開示するというのが、このアンダーラインが下に引いてあるとこなんですけども、「行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない」ということで、一として、この期限の特例を適用する旨及びその理由、二として残りの保有個人情報について開示決定をする期限、ということ、60日でも終わらないので、さらに70日、80日であったり、事務の量を積算して合理的な期限を決めることができるので、例えば80日をとした場合にはその日数を請求者に通知し、相当な期間内である80日以内に先ほどの残りの保有個人情報について、開示決定をすれば足りるというような仕組みになっております。

ここで、条例の方向性として提案させていただいているのが、この第84条で言う60日以内にとところがですね、ここが44日以内という書き方でどうでしょうか、というような意味合いの44日っていう数字を出ささせていただいております。市の方で考えている条例はこの条文の作りと、ほぼ同じような内容になっております。日数が、最初の原則が30日っていうのが、市は14日で、延長できるのが30日。

この第84条の特例の60日という数字が、市は44日以内に決定ができない場合は特例を使うというような規定の内容になっているので、この数字の使い方が14と30と44日でどうでしょうか、という意味合いの資料となっております。よろしいでしょうか。

続いて、その他の質問ということで、直接資料3に関係のある内容ではないのですが、関連のあるということで、小宮山委員さんの方からご質問をいただいております。

まず質問1として改正個人情報保護法の第68条、漏えい等の報告について対応を伺うということで、報告の期限は、速報を知ってから「速やかに、個々の事案によるが3日から5日以内に報告しなければならない。」個人情報の保護に関する法施行規則第44条及び第45条となっているが、連休等に発生した場合の対応をあらかじめ定めておくことが必要である、ということですが、万が一、個人情報漏えいが発生してしまった場合の、個人情報保護委員会への報告については、法施行前にですね、フローチャートを作成し、全庁的に周知する予定でおります。その中で連休時の対応についても検討していきたいというふうに考えております。

続いて質問2でございまして。

久喜市個人情報保護条例の第20条、開示請求及び開示の特例に規定がある「簡易開示」について何うということですか。

簡易開示というのは、通常、開示請求というのは書面で請求していただくのですが、即時の開示に対応することが可能なもの等であれば本人に対して書面でなく、口頭で回答ができるというようなものですが、ここに、小宮山委員さんが示していただきましたとおり、本市では、職員の採用試験と昇任試験について、簡易開示を行っているところでございます。

こちらについてですけれども、その関連として、本人確認をどうするのかということで、市のホームページの、個人情報の本人開示請求時の方法に明示がないため、マイナンバーカードが本人確認の書類に含まれるのかということでございます。

こちらについてはマイナンバーカードについては顔写真つきの公的機関が発行した証明書ですから、久喜市長が保有する個人情報保護に関する規則第10条第1項の、その他請求をするものが本人であることを証明するものとして、市長が認める書類に含まれると解しております。

口頭による保有個人情報の提供については、改正法の第61条の規定に従い、利用目的の特定を行った上で提供を行うか、あるいは第69条の規定に従い、あくまでも臨時的に行うものとして、利用目的以外の目的により行うか、いずれかによる必要があるとありまして、それらを踏まえて、運用ルールの策定を検討していきたいというふうに考えております。

続いて、2ページをお願いいたします。

質問3で、開示請求関係で、通知書に非開示事由に該当しなくなる時期を明示することはどうでしょうかということでございます。

非開示とした場合に、通知書に非開示の理由とともに、あらかじめ提示可能な場合には、非開示事由に該当しなくなる時期を通知書に明示したらどうかということですか。

また請求者については、非開示決定を受けても、必要な情報を開示ができる期限が書いてあれば、再度開示請求ができるのではないかとのご質問かと思えます。

こちらについては、個人情報保護委員会が示している開示、部分開示に係る決定通知書の標準様式を参考に規定しておるところでございます。

その標準様式の中には、開示が可能となる時期の記載がありませんので、今の時点では、そういった明示は行わない予定でございます。

続いて、質問4でございます。

行政機関等の匿名加工情報の提供について何うということですか、改正個人情報保護法の第5章第5節に、行政機関等匿名加工情報の提供制度が新たに義務づけられていますが、当市は適用除外ですかということでございます。

こちらの匿名加工情報というのは、個人が特定できないような状態にして、外部に提供するようなことを言うものです。例えば、介護保険のサービスに使うために、介護認定の状況とか、そういうのを、個人が特定できないような形で、加工した情報を介護サービス業者に提供するとか、そういうものですが、今のところ地方公共団体については、都道府県と政令指定都市までが義務づけられておりまして、市町村は当面は任意となっているため、本市においては、今回については、この行政機関等匿名加工情報の改正は行わない予定でいるところでございます。

従いまして、それに関連する手数料についても、実施をしないことから、回答がなしということで、回答させていただいております。

続いて質問の5番でございます。

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会で発遣してきた答申の有効期限及び存置しなくなった場合の対策を問うということでございます。

平成22年10月以降、答申を、運営審議会の皆さんにいただいているところですが、そちらは、改正個人情報保護法施行日をもって失効するのかということですが、お見込みの通り失効をいたします。

2として、長期の継続的な内容の答申で、改正個人情報保護法の規定に該当し

ない場合はどのような対応かということでございます。

回答にあたっては下記を一覧表にした資料の提出を求めるということで、答申の時限的な短期のもの、継続的な長期のものに区分、有効無効の区分、無効でも、改正個人情報保護法では対応可能な場合、それと当該条文及び適用箇所が分かるようにということと、仮に無効かつ個人情報保護法にも規定がない場合は、この答申発遣後の実績を見極め、今後の対応策は、といった内容でございます。

こちら、別紙2のところ表を作成させていただいております。今まで答申をいただいた中の約3分の2は、長期的に運用が行われる内容でございました。

こちらについては、法の第61条と第69条。こちらの条文の中で、対応が可能というふうに考えております。

ただ、よく精査をして、国の個人情報保護委員会にも見解を伺いながら、実施していきたいと考えております。

事前に質問いただいた内容については以上でございます。

よろしく願いいたします。

議長
(佐世会長)

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

小宮山委員

私が質問した関係で、3つ確認ということで、させていただいてよろしいでしょうか。

議長
(佐世会長)

はいどうぞ。

小宮山委員

先ず最初に、1ページなんですけれど、1ページの真ん中の必要最小限の独自の保護措置の有無なんですけれども。

第1条から第7条が独自の保護措置と言うんですけど、今の現行の個人情報保護条例には幾つか独自のものがあると思うんですよ。

それを全てぱっさり切って、第1条から第7条だけにしますよと言う考え方でよろしいですね。

事務局
(関根主幹)

はい。おっしゃる通りです。

小宮山委員

今まで、保護条例には独自なものが幾つかあり、ずっとそれに基づいて綿々とやってきたと思うんです。

各条文一つ一つの持つ意義、背景及び効果等を討究しないまま、それが全てチャラというか、全てなしですか。

事務局
(関根主幹)

そうですね。国の改正個人情報保護法が、直接、本市を含めた全国の地方公共団体に適用されることとなりますので、基本的には、運用はそちらの方に基づくものとなります。それ以外に、先ほどから申し上げているような、義務づけられている内容や、許容されている内容を条例に盛り込むということなんですけども、そちらが条例の骨子で示している通り、第1条から第7条の7項目です。法律以外に市に適用する例規として、法施行条例という形で制定をするということとなりますので、その1から7について、独自の保護措置というふうに考えております。

小宮山委員

でも、必要最小限の独自の保護措置は設けることが出来るとなっております。市は今の条例の独自措置は全て切ってしまう、7条までだけでよいとしたということでもよろしい訳ですね。

事務局
(関根主幹)

その保護措置ができるというのが、何でもできるということではなくて、限られておりまして、その法律の中に、前回の時に質問を委員さんされたかもしれないですが、条例において定めることができると法律の中でうたわれている部分については、条例で市が独自で定めることができることになっておりますので、現行の条例にあるものについて、法律に書いてないから何でも規定できるということではなくて、あくまでも、法律の中に、地方公共団体が必要によって条例で規定することができる、となっている部分だけが、許容されている事項という位置付けになるので、その範囲内で規定したのが今回お示ししている条例骨子の1から7の項目になるということです。

小宮山委員

はい。
次によろしいでしょうか。

事務局
(関根主幹)

はい。

小宮山委員

2ページの、実費費用金額を精緻な原価計算に基づき算出した場合のところですけれども。

事務局
(関根主幹)

はい。

小宮山委員

私、コピー代を念頭に置いているんですよ。
私の質問は市民目線で感じ取った事項を中心に作成しています。従って、専門知識を要する分野は、学識経験者の委員の皆様にご委託していますので、宜しくお願いします。
コピー代は、例えばコンビニや書店等は10円なんです。その価格には原価+利潤+消費税が含まれているんです。ところが、市の方は利潤は当然ないし、消費税も非課税なのに同じ10円なんですよ。
それで、いやいや原価として人件費だ物件費や電算費だっただけかかると言われるけど、市では「使用料及び手数料の見直し方針」が出ています。そこには全てこれらの原価は手数料に配賦するってなっていますので、いわゆる実費の方には配賦してない訳ですよ。
ですから何でコンビニと同じ10円なの、もっと安くていいじゃないかと思うんです。
紙だっただけでコンビニ等は上質紙だし、誤解があったら申し訳ないですけど官庁だっただけで官庁仕入価格いわゆる値引価格なんですけど。

事務局
(関根主幹)

いえいえ、はい。

小宮山委員

そういった理由から、もっと実費のコピー代は安くていいじゃないか。
10円は確かに貨幣の単位としては取扱いの煩わしさがなく、便利なんですけどね。
実費価格の原価には何が含まれるかをぎりぎり詰めて、原価はこうなっているのを見たらうえて、法改正の適用を契機としても前とは何ら遜色ないから同じ10円でいいんだという書き方になると思うんです。
市の手数料の見直し方針にも、実費相当額の積算方法を分かり易く説明できるように積算根拠や透明性を確保すると書いている訳ですから。
要は実費10円の原価の中身。それは、コンビニと比べてどうなのですかということをお尋ねしている訳です。CD-ROM等は別にお聞きしてはいいんです。

事務局 (関根主幹)	<p>そうでしたか。</p> <p>そちらについてですが、小宮山委員さんが先ほどからおっしゃる通り、久喜市の使用料及び手数料の見直し方針っていうのが、市の基本方針としてございます。</p> <p>その中の一つの項目として、設定料金の調整についてという項目がございます。そちらの中で、自治体間で著しく差が生じないように、地域性、経済動向などを考慮し、近隣自治体との均衡などを考慮する必要性が認められるものについては、設定料金を調整するものとしますというような項目がございます。</p> <p>コピー料金については、コンビニなどのコピーサービスも10円ですが、近隣自治体もほとんどが10円でやっているというのが実態でありますので、そういう均衡を配慮するという意味でこの10円は定まっているのではないかというふうに理解しているところです。</p>
小宮山委員	<p>ぎりぎり10円の中身を積み重ねた金額、前提となる積算根拠がどうなっているかをお聞きしたかったんです。</p> <p>それから今関根さんが言われた、近隣自治体との均衡で、右も左も同じだからというところは賛成です。答えは同じで賛成なんです。</p> <p>でも、その前に実費の原価はどうなんですかということが一番お聞きしたかったんです。</p>
事務局 (関根主幹)	<p>はい。今そちらについては、積算内容につきましても、過去から10円ということであったので、そこまでの資料を用意していませんので、この場では、申し訳ございませんがお答えできませんので、必要であれば、後程ご提供させていただきたいと思っております。</p>
議長 (佐世会長)	<p>どうぞ。</p>
小宮山委員	<p>すみません。次にこちらの2ページ。</p> <p>開示請求書関係で、通知書に非開示事由に該当しなくなる時期を明示についてですが。</p>
事務局 (関根主幹)	<p>その他の質問の方ですかね。</p>
小宮山委員	<p>そうです。</p>
事務局 (関根主幹)	<p>はい。</p> <p>その他の質問2ページですかね。</p>
小宮山委員	<p>こういう例は、久喜市情報公開条例第13条第2項に、1年以内に公開できる場合は、その旨を公開請求者に通知するという条文があると思うのですが、それとの整合性はなくてもよろしいのですね。</p>
事務局 (関根主幹)	<p>今の条例の何条ですか。</p>
小宮山委員	<p>久喜市情報公開条例第13条第2項です。</p>
事務局 (関根主幹)	<p>はい。情報公開条例の方ですね。</p>
小宮山委員	<p>はい。</p>

事務局
(関根主幹) はい。
こちらについては、個人情報保護条例との比較で考えておりました、今の時点では、国の方で示している標準様式にもそういった項目がございませんので、そこは整合性というよりか、あくまで個人情報保護制度の中で考えているところでありまして、今現在は、その部分は設定しないというふうを考えているところ
です。

議長
(佐世会長) どうぞ。

小宮山委員 最後に1つ申し訳ございません。行政機関等匿名加工情報の云々なのですけども。当面は任意ってなっているのです、今回改正しないってあるのですけども。

事務局
(関根主幹) はい。

小宮山委員 将来を考えた場合に、やはりここは大改正な訳ですから、ちょっと意味合いは違いますが租税法律主義じゃあないけど、条例が無ければ今後の対応ができず全然物事進まなくなる訳ですよ。
今回の大改正ではさっきの実費費用の部分も定める訳ですから、今回それと同じ手数料を定めて置く必要はないのでしょうか。

事務局
(関根主幹) はい。
確かに小宮山委員おっしゃる部分も一理あるかと思えます。
規定を決めておいて、制度を運用するのは、義務づけられたときとか、そういうときに、やればいいのであって、まずできる体制を整えておくのもどうでしょうかということだと思っております。
こちらについてはやはり、いずれ市の方も義務づけがされて行くことになるの
と思っておりますけれども、その時の状況によりその時点の適正な額というものがある
と思えます。
今現在、その手数料について定めてしまっていて、例えば5年後に義務づけさ
れた。その時の経済状況がどうかとか、そういったものがあって、先に規定して
しまったがために、もうちょっと高い方がよかったとか、安い方がよかったって
いうことも。そういったものを避けるためといいますか、その規定する時点の適
正な額を決めたほうが良いのではないかという考えで、今現在は規定しないとい
うことでございます。

議長
(佐世会長) ほかに何かございましょうか。

石田委員 はい。
私の質問に対する回答の件なのですけれども。

事務局
(関根主幹) はい。

石田委員 私なりにこの質問に対する回答を理解したところ、結局、改正法の相当の理由
とか、特別の理由がある時とかってこういう抽象的な要件の部分に関してこの
解釈については、法は、実施機関が判断するのだけってことを命じているの
で。ここに関して、何か審議会とか、そういうふうなものを入れて、さらにこの
要件の解釈を厳格にやろうとかいうのを条例に入れることは、法が許容してない
という、そういう理解でよろしいですか。

事務局 (関根主幹)	そうです。
石田委員	はい。わかりました。
事務局 (関根主幹)	はい。ありがとうございます。
議 長 (佐世会長)	はい。 他に何かございますか。 野村さん大丈夫ですか。
野村委員	はい。そうですね。元になる条文があり、それにそって作られていることが分かりましたので。
事務局 (関根主幹)	ありがとうございます。
議 長 (佐世会長)	それでは、ご質問した方からも、今一応聞きしましたので、続いて諮問の方、お願いいたします。
事務局 (福原課長)	はい。 ではすみません、続きまして、諮問の方に移らせていただきます。「久喜市個人情報保護法施行条例の方向性について」の諮問につきまして、ご説明をさせていただきます。 諮問書をご覧いただきたいと思います。 諮問の趣旨を申し上げさせていただきます。 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条及び第51条により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度の大幅な見直し、民間部門と公的部門の制度が個人情報保護法へ統合、が行われました。 この度の法改正により、制度の主要な部分は改正後の個人情報保護法が市に適用されることとなりますので、公的部門の施行日とされる令和5年4月1日に向けて、現在の「個人情報保護条例」による運用から新たな「個人情報保護法」に基づく運用へ移行させるため、現行の久喜市個人情報保護条例については改正又は廃止し、法律で許容される範囲で新たに条例を制定又は大幅改正をする必要がございます。 つきましては、久喜市個人情報保護運営審議会条例第2条第1項第1号の規定に基づき、下記の事項につきまして、貴審議会の意見を求めます。 ということで、諮問事項といたしまして、久喜市個人情報保護法施行条例の方向性について、諮問資料1を、審議会の皆様にご審議いただきたいというものでございます。 1枚めくっていただきまして資料1の1ページをご覧いただきたいと思います。 こちらの内容は、前回の会議でお示しいたしました資料3のうち、市条例対応の方向性を抜粋した内容となっております。 規定理由につきましては、前回説明をしておりますので、骨子のみを申し上げます。 まず、審議事項①久喜市の条例整備の方針案についてでございます。 ここでは法律が直接適用されるため、既存の久喜市個人情報保護条例については廃止をすること、及び久喜市個人情報保護法施行条例を新たに制定し、法律において区分されております必要な事項を定めることについて、ご審議をお願いいたします。

次に、2ページをご覧いただきたいと思います。

審議事項②、各論点における市条例の対応の方向性案についてでございます。

論点①から論点⑩までご審議いただきたいと存じます。

続きまして3ページ目をご覧いただきたいと思います。

(1) 条例で定めることが法律上必要な事項、必要的条例事項の論点①本人開示等請求に係る手数料の設定でございます。

市条例対応の方向性といたしましては、費用負担としまして、第3条、手数料は無料、実費相当分は有料、細則で規定、とするものでございます。

続きまして4ページ目をご覧いただきたいと思います。

(2) に条例で定めることが法律上許容されている事項、任意的条例事項でございます。

論点②の1、「趣旨」でございます。

市条例対応の方向性といたしまして、趣旨、第1条、個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定める、とするものでございます。

次に、論点②の2、「定義」でございます。

市条例対応の方向性といたしまして、定義、第2条、「市の機関」は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

次に「市の機関」以外の用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用用語の例による、とするものでございます。

次に5ページ目をご覧いただきたいと思います。

論点②の3、「実施状況の公表」でございます。

市条例対応の方向性といたしまして、実施状況の公表、第6条、毎年1回、開示等の実施状況を公表する、とするものでございます。

次に論点③、「個人情報取扱事務届出書等の規定」でございます。市条例対応の方向性といたしまして、個人情報取扱事務届出書等、第4条、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは個人情報取扱事務届出書を市長へ届出する。個人情報取扱事務届出書を一般の閲覧に供する、とするものでございます。

続きまして6ページ目をご覧いただきたいと思います。

論点④「本人開示請求等の手続きに関する規定」でございます。

市条例対応の方向性①、開示決定等の期限、第5条の①といたしまして、開示請求受付から14日以内。②といたしまして、延長30日以内。こちらは事務処理上困難な場合でございます。③といたしまして、開示請求受け付けから44日以内。保有個人情報が大量の場合、とするものでございます。

次に7ページ目をご覧いただきたいと思います。

市条例対応の方向性②といたしまして、「開示決定等」の期限につきましては、久喜市個人情報保護法施行条例との整合性を図るため、久喜市情報公開条例を一部改正する、とするものでございます。

次に8ページをご覧ください。

論点⑤「本人開示請求等の手続きに関する規定」でございます。

市条例対応の方向性といたしまして、「訂正決定等」と、「利用停止決定等」の期限につきましては、条例に規定をしない、とするものでございます。

次に9ページ目をご覧ください。

論点⑥「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問」でございます。

市条例対応の方向性といたしましては、運営審議会への諮問、第7条、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正・廃止する場合、(2)といたしまして法第66条第1項、安全管理措置に基づき講ずる措置の基準を定める場合。(3)といたしまして、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合、とするものでございます。

次に、10ページ目をご覧ください。

論点⑦「本人開示等請求における不開示情報の範囲」でございます。
市条例対応の方向性といたしまして、不開示情報の範囲を条例に規定しないとするものでございます。
次に11ページをご覧ください。
論点⑧「条例要配慮個人情報の内容」でございます。
市条例対応の方向性といたしましては、条例要配慮個人情報の定義を条例に規定しないとするものでございます。
次に論点⑨「目的外利用・外部提供」でございます。
市条例対応の方向性といたしましては、目的外利用・外部提供の規定は、法律上条例に規定できない、とするものでございます。
次に12ページをご覧ください。
論点⑩「附則」でございます。
市条例対応の方向性といたしまして、「施行期日」第1条、整備法の施行の日、令和5年4月1日から施行する。第2条、現行の久喜市個人情報保護条例は廃止する、とするものでございます。
次に、「経過措置」でございます。
廃止前の条例の規定により、業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、また不当な目的に利用してはならない義務については、新条例の施行後も従前の例による。新条例の施行日前に開示等の請求がされた場合は従前の例による。罰則規定等とするものでございます。
諮問内容については以上となります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(佐世会長)

はい。
ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明に対してご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。
これに対してあれですかね、諮問の答申案ですか。

事務局
(福原課長)

あります。はい。

議長
(佐世会長)

それとあわせて、検討することになりますか。

事務局
(福原課長)

そうですね。それでは配りいたします。
(答申案を配布)

議長
(佐世会長)

今諮問が出ましたので、それに対する、一応答申案がありますので、それをちょっと見ながら、皆さんのご意見を承ればと思います。
はい。では、ちょっと説明していただけますか。

事務局
(福原課長)

はい。
では続きまして、久喜市個人情報保護法施行条例の方向性についての答申案についてご説明をさせていただきます。
事務局で、当会として答申案を作成させていただきました。
1枚目が答申書の鏡文でございます。
1枚めくっていただきまして、答申書をご覧ください。
答申書の表紙でございますが、日付につきましては、皆様、本日ご審議いただきました後、答申書の内容を確定していただきまして、市長に答申をする日付の方を、確定次第、日付とさせていただきますと思います。
1枚めくっていただきまして、表紙の裏面1ページをご覧ください。
こちらは「まえがき」とさせていただきます、審議会として答申をするに

至った経緯などを記載してございます。

主な内容につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正をされ、全国的な共通ルールが個人情報の保護に関する法律に一元化され、令和5年4月1日に施行されることとなりました。

本市の個人情報保護制度は、久喜市個人情報保護条例により、個人の権利利益の保護を図ることとしているものであるが、今回の法改正に伴い、久喜市個人情報保護条例の廃止及び久喜市個人情報保護法施行条例の制定について、久喜市長から令和4年9月30日付で諮問を受けたことから、答申をまとめたものである。

については、本答申の内容を踏まえて、速やかに条例等の整備を行うとともに、必要な措置を講じられ、久喜市における個人情報保護制度のより一層の推進を図られることを期待する。

と、会長名でさせていただきますところでございます。

次に2ページ目をご覧くださいと思います。

答申書の構成といたしましては、諮問の審議事項①と審議事項②について、審議事項②につきましては、論点ごとに、運営審議会からの意見とその説明を記載してございます。

まず、審議事項①、久喜市の条例整備の方針案につきましては、1久喜市個人情報保護条例は廃止をします。2久喜市個人情報保護法施行条例案は制定をする、というものに対しまして、運営審議会からの意見としましては、既存の久喜市個人情報保護条例については廃止をすること、及び、新たに久喜市個人情報保護法施行条例を制定し、必要な事項を定めることが妥当であるとしてしました。

内容の説明といたしましては、①としまして、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされましたとし、②としまして今回の改正により、改正法が本市におきましても直接適用されることになり、本市の個人情報保護条例は大幅に見直さなければならない状況であるとし、③このような中において、既存の条例に規定する事項の大部分は不要となることから、廃止せざるをえないものとする。また法律の趣旨・目的に照らし、条例で定めることが法律上必要な事項、条例で定めることが法律上許容されている事項については、法律の範囲内で、条例で定める必要があることから、新たに久喜市個人情報保護法施行条例を規定することは妥当と考える、とさせていただきます。

議長
(佐世会長)

ちょっと一つずつ行きますかね。

事務局
(福原課長)

はい。

議長
(佐世会長)

ここと裏のページですね。合わせて、ご質問、ご意見等があればお願いいたします。

これ大きな方針ですので、それほど特に異論はないということによろしいですかね。

では、また後で出させていただくのは構いませんけれども、この場ではとりあえずないということで。続いて、その先をいきましょう。

審議事項②をお願いします。

事務局 (福原課長)	<p>はい。</p> <p>では3ページ目をご覧くださいと思います。</p> <p>審議事項②は、各論点における市条例の対応の方向性案でございます。こちらは諮問書にあります各論点事項の一覧となります。</p> <p>論点①から論点⑩までの各論点に対しまして、市条例対応の方針に対して、運営審議会の皆様からの意見と説明を記載してございます。</p> <p>では、続きまして4ページ目をご覧くださいと思います。</p> <p>論点①「本人開示等請求に係る手数料の設定」でございます。</p> <p>市条例対応の方向性としましては、第3条としまして「費用負担」を規定させていただきたいというものに対しまして、運営審議会からの意見としましては、実施機関が保有する個人情報の開示請求における手数料は、本人の開示請求権を保障する観点から、現行の手数料を無料として、実費を負担することとするべきである。また、現在の実費負担に関する告示の内容を整理することが妥当である、といたしました。</p> <p>説明といたしましては、①としまして、改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関に対して開示請求をするものは、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとしているとし、②としまして、現行の市条例では、本人の開示請求権を保障する観点から、これまで開示請求に係る手数料を無料とし、実費の複写代を徴収する取扱いとしておりました。今回の改正をきっかけに、手数料を徴収するという積極的な理由も見出しがたいことから、引き続き、現行通りの取扱いとするべきであるとし、③としまして、実費については、現行でも、規則により徴収しているところであるが、CD等の主に流通していると考えられる複写物などが、現行では対象としていない他、郵送にかかる費用についても対象としていないため、開示請求者の利便性も考慮した上で必要に応じて整理を行うことが妥当である、とさせていただいたものでございます。</p>
議長 (佐世会長)	<p>はい。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ここで一旦切って、今のこの論点①について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長 (佐世会長)	<p>こういう形を考えているということですね。</p> <p>では一応よろしいですか。</p> <p>とりあえずここではこれで、質問、意見等がないということで、次に行きましょう。</p>
事務局 (福原課長)	<p>ありがとうございます。</p>
議長 (佐世会長)	<p>次をお願いします。</p>
事務局 (福原課長)	<p>続きまして5ページをご覧ください。</p> <p>論点②の1、「趣旨」でございます。</p> <p>市条例対応の方向性としまして、第1条、趣旨に対しまして、運営審議会からの意見としましては、趣旨を規定することが妥当である、としております。</p> <p>説明といたしましては、条例を制定する上で必要な事項であることから、趣旨を規定することは妥当であるとさせていただいたものでございます。</p>

議 長 (佐世会長)	続けて、6ページまでいってしましましょう。
事務局 (福原課長)	はい。 では、論点②の2、「定義」でございます。 市条例対応の方向性、第2条定義に対しまして、審議会の意見としましては、用語の定義を規定することが妥当であるとして、説明といたしましては、条例で用いる用語の定義は必要な事項であることから、定義を規定することは妥当であるいたしました。
議 長 (佐世会長)	はい。 もう一つ。
事務局 (福原課長)	もう一つは、6ページをご覧ください。 論点②の3ですね、「実施状況」の公表でございます。 市条例対応の方向性で、第6条、実施状況の公表に対しましては、運営審議会の意見としまして、個人情報保護制度の運営状況の公表については、引き続き行うこととすることが妥当であるとし、説明としましては、現行の条例では、個人情報保護制度の運営状況を取りまとめ、公表することを定めており、②としまして公表は年1回、広報くき及び市ホームページに掲載しているとし、③といたしまして、改正個人情報保護法では、個人情報保護委員会が概要を公表することとされているとして、こちらは国が行うこととなります。④といたしまして本市の運営状況について独自で公表することは、市民の理解と信頼を深め、制度のより公正な運営を図るためであり、このような公表の必要性については、改正個人情報保護法に基づく制度の運営に当たっても変わりはないことから、引き続き議会への報告及び公表を行うこととすることが妥当である、としたものでございます。
議 長 (佐世会長)	はい。 ありがとうございます。 ちょっとここで一旦切って
事務局 (福原課長)	すいません。 議会ではなくて審議会への報告でした。すいません、間違えました。
議 長 (佐世会長)	このところを、議会じゃなくて審議会ですね。
事務局 (福原課長)	はい。そうですね。
議 長 (佐世会長)	はい。 それではこの部分について、ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。 シンプルな内容ですので、とりあえずよろしいですかね。 (全員同意)
議 長 (佐世会長)	続いて7ページの方、お願いいたします。

事務局
(福原課長)

では論点③「個人情報取扱事務届出書等の規定」でございます。

市条例対応の方向性、第4条、個人情報取扱事務届出書に対しましては、審議会からの意見としまして、個人情報保護条例では、実施機関が個人情報を取扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ個人情報取扱事務届出書を市長に届け出ることを定めており、この届出に関する手続は、引き続き維持することが妥当である、とさせていただきます。

説明といたしましては、①としまして個人情報保護条例では、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ市長へ個人情報取扱事務届出書を届出しなければならないとされておりまして、届出書については、審議会に報告するとともに、一般の縦覧に供されることとされておりまして、

②としまして、この届出書は、市民等が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるようにするとともに、各実施機関は、あらかじめ事務ごとの個人情報の取扱目的を明確にし、届出書に示すことで、目的を超えた取扱いを制限するなど、取扱目的ごとの個人情報の適正な管理に役立てることができるようにしているものであるとし、③としまして個人情報取扱事務届出書については、国で、今回新たに制定をする個人情報ファイル簿のような、本人の数に係る限定はないとされておりまして、改正個人情報保護法においても、地方公共団体の機関等は、条例で定めるところにより、個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することが可能とされておりまして、

④としまして、このようなことから引き続き自己の情報に関与することができるようにするとともに、市における個人情報の適正な管理に役立てることができるようにするため、現在作成・公表しております個人情報取扱事務届出書の継続をすることが妥当と考えられるとしたものでございます。

議長
(佐世会長)

はい、ありがとうございます。

一旦ここで切りまして、この個人情報取扱事務届出書の規定ですけれども、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。
よろしいですかね。

(全員同意)

議長
(佐世会長)

よろしいそうなので、はい。

続いて次に行きましょう。

8ページの論点④。お願いいたします。

事務局
(福原課長)

はい。では、論点④「本人開示請求等の手続に関する規定、開示決定等の期限」でございます。

市条例対応の方向性①としまして、第5条に、開示決定等の期限に対しましては、運営審議会からの意見としましては、開示請求の諾否の決定期限は、市民サービスの低下を招かないために、開示請求受付からの決定期限は現行の制度に合わせることを妥当であるとし、説明といたしましては、個人情報保護条例及び情報公開条例では、開示請求に係る諾否の決定は、請求があった日から起算して15日以内としており、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、延長することができることとしております。

②といたしまして、改正個人情報保護法では、開示請求に係る諾否の決定は、当該請求があった日から30日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、諾否の決定期限を30日以内に限り延長することができることとしているとし、なお、開示請求に係る諾否の決定期限又は延長期限は、それぞれ個別に短縮する条例を定めることができるものの、これを延長する条例を定めることはできないとされておりまして、

③といたしまして、開示請求に係る諾否の決定期限を、現行の請求のあった日から起算して15日以内から30日以内に延長することは、市民サービスの低下を招くため、延長期限は現行どおりとして、延長期限は、改正個人情報保護法の

定める30日以内とするべきであると。

続きまして④としまして、期間計算につきましては、現行の初日参入ではなく、初日不算入方式をとらなければならないため、原則の期間は、「開示請求のあった日から14日以内」とし、大量請求の場合は、「開示請求のあった日から44日以内」とすることが妥当である、とさせていただきます。

議長
(佐世会長)

はい。
ありがとうございます。
この論点④について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(全員同意)

議長
(佐世会長)

はい。
よろしいということで次行きましょう。

事務局
(福原課長)

はい。
では、9ページをご覧ください。
市条例対応の方向性②でございます。

先ほどの開示決定の延長で、久喜市情報公開条例の一部改正に対しまして、運営審議会からの意見としましては、久喜市情報公開条例の「開示決定等」の期限について、久喜市個人情報保護法施行条例との整合性を図ることは、市民等にとってわかりやすい制度とする点から妥当であるとし、説明といたしましては、①情報公開条例において、個人情報条例と同様に、15日以内に公開決定としなければならないと現行でしているとし、②といたしまして、個人情報保護制度と情報公開制度は同じく情報を求める制度であり、いわば「車の両輪」とも位置付けられている制度である。制度間の混乱を防止するため、情報公開条例における規定も個人情報保護法施行条例案の規定に合わせるよう初日不算入とする改正をし、期間末日の計算方法も現在の運用を改めることは妥当である、とさせていただきます。

議長
(佐世会長)

はい、ありがとうございます。
久喜市情報公開の条例の一部改正の件でございますが、何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(全員同意)

議長
(佐世会長)

ありがとうございます。
続いて10ページの、論点⑤の方に行きましょう。

事務局
(福原課長)

はい。
続きまして論点⑤「本人開示請求等の手続きに関する規定、訂正決定等及び利用停止決定等の期限」でございます。

市条例対応の方向性として、条例には規定しないというものでございますが、それに対しまして、審議会からの意見としましては、「訂正決定等」と「利用停止決定等」の期限については、条例に規定しないことが妥当である、開示請求前置主義を採用することは妥当である、といたしました。

説明といたしましては、①としまして、改正個人情報保護法では、請求があった日から30日以内に決定をしなければならないとしており、現行の個人情報保護条例でも、初日算入ではございますが、当該請求があった日から起算して同じく30日以内としています。

②といたしまして、現行の久喜市個人情報保護条例では、「請求を受けた日から起算して30日以内」と初日算入としていることから、初日分の1日の差異が

生じているが、請求者にとって大幅な不利益にはならないと考えられることから、条例に規定しないことが妥当であるとし、③といたしまして、改正個人情報保護法は、訂正請求等を行うにあたり、当該保有個人情報に係る開示決定を受けること、開示請求前置主義とされた。地方公共団体は、条例の定めにより、開示請求前置主義を採用しないことも妨げないとされており。④といたしまして、ただし、円滑かつ安定的な制度運営の観点から請求対象を明確にして手続き上の一貫性を確保しようとするのが、法の趣旨であることから、改正法同様、開示請求前置主義を採用することが妥当と考える、とさせていただいたものでございます。

議長
(佐世会長)

はい。
ありがとうございます。
論点⑤について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(全員同意)

議長
(佐世会長)

はい、では、ありがとうございます。
では次の11ページの、論点⑥の方に行きましょう。

事務局
(福原課長)

論点⑥「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問」でございます。

市条例対応の方向性といたしましては、第7条に運営審議会への諮問に対しまして運営審議会からの意見としましては、改正個人情報保護法の趣旨を踏まえた上で、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、引き続き、審議会の意見を聴くことができるようにすることが妥当である、とさせていただきました。

説明といたしましては、①としまして、個人情報保護条例では、要配慮個人情報の取扱い、個人情報の目的外利用・提供、本人以外の者からの個人情報の収集等にあたり、審議会への諮問が必要となる場合があるとし、②としまして、改正法では、地方交付団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされているとし、また③としまして、改正個人情報保護法施行後においては、個人情報保護委員会による地方公共団体の監視も始まるころであるが、審議会は、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を統一的に進めてきているところであり、今後とも審議会が重要な役割を果たす必要があると考えられるところであるとし、④といたしまして、改正後の個人情報保護制度についても、市の施策の継続性を確保し、市民の権利利益を保護するために、条例の制定改廃を行う場合、地域の特殊性に応じた独自の個人情報に関する施策を実施する場合、個人情報の取扱いにおける適性な運用を行うための細則、基準等を定める場合など、市として、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことや市民への説明責任を果たすことが特に必要であると認める場合には、引き続き、審議会へ諮問することとすることが適当である、とさせていただきました。

議長
(佐世会長)

はい。
ありがとうございます。
今の論点⑥について、ご意見、ご質問等がございましたでしょうか。
運営審議会への諮問の件ですからね。
それほど問題も起こりにくいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(全員同意)

議長
(佐世会長)

ありがとうございます。
次、12ページの、論点⑦についてお願いいたします。

事務局
(福原課長)

では、論点⑦「本人開示等請求における不開示情報の範囲、情報公開条例との整合性」でございます。

市条例対応の方向性につきましては、条例には規定しないというものでございますが、運営審議会からの意見としましては、不開示情報の範囲を条例に規定しないことが妥当であるとし、説明といたしましては、①としまして、情報公開条例では、公開義務において、その例外である不公開情報として、法令秘等情報及び国等協力関係情報を定めております。

②としまして、この点、改正個人情報保護法は、法令秘等情報及び国等協力関係情報を不開示情報とする規定を設けていないものの、このように改正個人情報保護法が、不開示情報として規定していない情報であっても、「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているものうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるもの」については、条例でこれを不開示情報とすることを認めているとし、③としまして、しかし、法令秘等情報及び国等協力関係情報は、個人情報保護委員会では、改正個人情報保護法に規定する「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報」には該当しないと解されているため、条例においてこれを不開示情報とする規定を設けることは許容されていないことから、法令秘等情報及び国等協力関係情報については、改正個人情報保護法第78条第1項各号に規定されている不開示情報の規定に基づいて、開示または不開示の判断を行うことが妥当である、とさせていただきます。

議長
(佐世会長)

はい、ありがとうございます。
論点⑦について、ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。
ちょっと立て付けが変わるのですね。

事務局
(福原課長)

そうですね。

議長
(佐世会長)

よろしいでしょうか。

(全員同意)

議長
(佐世会長)

ありがとうございます。
ちょっと状況が変わるようです。
続いて、13ページの論点⑧についてお願いします。

事務局
(福原課長)

はい。
論点⑧「条例要配慮個人情報」の内容でございます。

市条例対応の方向性につきましては、条例には規定しないというものでございまして、運営審議会からの意見としましては、条例要配慮個人情報については、改正法令で規定された情報以外に、条例で定めなければならない情報は、現時点では特に見受けられないため、規定しないことが妥当であるとし、説明といたしましては、①といたしまして、現行の条例では、信条、病歴等の個人情報について、不当な差別に利用されるおそれのある情報であること等から、要配慮個人情報として規定しており、改正個人情報保護法や同法施行令においても、久喜市個人情報保護条例と同じ内容を要配慮個人情報として規定しております。

②といたしまして、条例要配慮個人情報を規定した場合における改正個人情報保護法等の適用の効果については基本的に要配慮個人情報と同様とされ、その取扱いに関しては、要配慮個人情報に該当するか否かを問わず、個人情報の取扱い

の規律が適用される、とされております。

③といたしまして、条例要配慮個人情報、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するという限定的な情報と捉えるならば、法令で定義づけられた社会通念上明らかであるといえるもの以外に、条例によって独自に規定すべき情報項目は、現時点では見当たらないというもので、④としまして、ただし、また、本市における新たな施策や、今後、社会状況の変化等を踏まえて、適宜、規定の検討を行うことが望ましいと考える、としたものでございます。

議長
(佐世会長)

はい、ありがとうございます。
論点⑧について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(全員同意)

議長
(佐世会長)

問題がなさそうです。
では14ページの、論点⑨についてお願いいたします。

事務局
(福原課長)

はい。
では、論点⑨「目的外利用・外部提供」でございます。
市条例対応の方向性につきましては、法律上条例には規定できない、というものでございまして、運営審議会からの意見としましても、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供については、実施機関による保有個人情報の適正な取扱いが図られるよう、改正個人情報保護法の厳格な解釈により行うことが妥当であるとし、説明といたしましては、①としまして個人情報保護条例では、例外的に取扱い目的以外の目的のために保有個人情報を適用し、又は提供することができることとされているとし、②といたしまして、改正個人情報保護法においても、基本的には個人情報保護条例と同様の仕組みとなっているが、適用除外事項の具体的な内容については、個人情報保護条例と異なる点が存在するとし、③としまして、特に審議会に意見聴取することを目的外利用・外部提供の条件とする場合のように、改正個人情報保護法の規律以上の条件により、目的外利用・外部提供を認める趣旨の規定は、同法以上の制限となるため、条例に規定を設けることは許容されていないところであるとし、④としまして、改正個人情報保護法に基づく目的外利用等においても、その運用が実施機関において恣意的に行われてはならず、適正な取扱いを行う必要があることは変わらないことから、改正個人情報保護法の定める目的外利用等が適正に行われるよう、厳格な解釈により運用を行うべきである、とさせていただきます。

議長
(佐世会長)

はい。
ありがとうございます。
論点⑨について、ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(全員同意)

議長
(佐世会長)

ありがとうございます。
それでは最後、15ページの方の、論点⑩の方をご説明ください。

事務局
(福原課長)

論点⑩「附則」でございます。
市条例対応の方向性としまして、施行期日を規定してございます。
こちらに対しまして、審議会からの意見としましては、附則において、施行期日及び久喜市個人情報保護条例を廃止する規定をすることが妥当であるとし、次に市条例対応の方向性として、経過措置に対しましては、運営審議会からの意見としまして、現行の久喜市個人情報保護条例の廃止に伴い、旧制度から新たな改

正の運用への移行に係る経過措置を規定することが妥当である、とさせていただいたところでございます。

議長
(佐世会長) はい。ありがとうございます。
論点⑩「附則」ですので、技術的な規定ですけれども、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

小宮山委員 よろしいでしょうか。

議長
(佐世会長) はいどうぞ。

小宮山委員 テニオハで申し訳ないのですが。久喜市個人情報保護法施行条例で、(案)が付いているのと、案が付かないのが混在しているように思うのですが、テニオハは大丈夫ですか。

事務局
(福原課長) 文面の中に案が入っていたり、入っていなかったりしているところがあるということでしょうか。

小宮山委員 そうです。案が入っていたり、抜けていたりしているのですが、それは大丈夫ですか。

事務局
(福原課長) 申し訳ございませんでした。

小宮山委員 諮問もそうなのです。諮問はそちらの話なので関係ないのですが、答申はこちらなので、どうなのでしょう。

事務局
(福原課長) そうですね。

小宮山委員 文言は統一しなくていいのでしょうか。

事務局
(福原課長) はい。
ご指摘ありがとうございます。
そちらについては表現の方は統一をさせていただきたいと思います。

議長
(佐世会長) ありがとうございます。
答申案全体についてですね、ご意見は一つ一つ聞いていったら、その時はあまりなかったわけですが、何かあったら、また言っていただいて、質問も含めて今日でなくても、10月7日までにご質問いただいても大丈夫だということなので、後でまたお帰りいただいて、見ていただいて、何かあれば、またご指摘ください。

答申については、委員の皆さんからいただいて、今日、あまり大きな反対意見もなかったようですので、これを大筋としてまとめたいと思います。

それで、質問期間を10月7日ぐらいまで設けたいと思いますので、それで何かあればお出しいただきたいと思います。

また質問等が出た段階でもう1回委員会を開き、審議会を開くかっていう問題がありますけれども、その点はどうでしょうか。

満木先生。

満木委員

もし修正等があって作る場合には、事務局の方で作っていただいて、それを佐世会長が確認して、それで提出という形でもよろしいのではないかと思います。

議長

(佐世会長)

はい。いかがでしょうか。

今満木先生の方から、そんな案が出ました。

つまり今ここで大筋、大きな意見はなくて、質問とか若干今後出る可能性もありますので、それが出た時はですね、事務局の方でそれを元に作っていただいて、私の方で確認をさせていただいて、また大きく変更が出る必要があればまた考えたいと思いますけれども、大きな変更がなければ、それでお任せいただければというふうに考えますが、いかがでしょうか。

(全員同意)

議長

(佐世会長)

よろしいでしょうかね。

恐れ入ります。

それでは、他に意見がないようでしたら、次の議題に進めさせていただきたいと思えます。

次第の(2)の会議録の不備等について、事務局の方から、報告があるようですので、説明をお願いいたします。

(2) 会議録の不備等について

事務局

(関根主幹)

はい。

まず、こちらの会議も含めて附属機関の審議会と言われるものが、本市には幾つもあるのですが、そちらの審議会の会議については、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づいて、公開しております。

その公開の手法の一つとして、会議が終わった後に、会議録を作成いたしまして、市のホームページ、それと公文書館の閲覧室に配架をして、一般に公開をしているという状況がございます。

その会議録の公開のうち、ホームページに掲載してある公開について、不備がございまして、その内容についてご報告をさせていただきたいと思えます。

その不備についてですが、この運営審議会の委員さんからご指摘がありました。経緯を申し上げますと、8月26日に会議録の公開内容に不備があるというような情報提供をいただきまして、そちらを受けて、9月7日に審議会をもつ各所管課に、会議録の確認について、9月20日が回答締め切りということで、照会をかけさせていただいたところです。

さらにそのあと、9月13日に改めて、情報提供がございまして、その不備の情報提供をもとに、再度追加調査ということで9月15日に追加調査をさせていただいたところでございます。

それで、56の審議会について照会をかけた上で、回答が86%の審議会の回答があったところです。

不備については、今確認をしているところでございますが、公開漏れが3件あることや、会議の概要と会議録の2種類の様式を公開しなくてはいけないところ、どちらかが欠けている状況があることや、不備がある会議数115のうちの84の会議がホームページに次第が載っていないというところの確認が取れました。

それで、会議録の公開漏れについては、ホームページを更新する際に、操作ミスが原因で、公開していた情報が非公開になってしまうようなことがありました。次第の公開がないというものについては、会議録の他に会議概要という様式が定められていて、そこにも次第の内容が載っているので、資料として配られた次第の公開は不要ではないかと考えている担当課もあり、その辺の担当課の認識が統一されていなかったということがございました。

それらの不備については、是正に向けてやっているとありますが、10月の14日頃までに全部是正をするように各課に指示を出したいと考えております。

また、今後の対策といたしましては、ご指摘をいただき、不備があった部分について、チェックリストを作成いたしまして、公文書館の閲覧室に会議録を配架するために提出してもらった際にチェックリストとあわせて提出していただき、不備がないか随時確認をして、今後、漏れ等がないよう、再発防止に徹底していきたいというふうに考えております。

資料がなく口頭で申し訳ありませんが、報告をさせていただきました。

議長
(佐世会長)

はい、ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明につきまして何かご意見等ございましたらお願いいたします。

野村委員

現状で復旧されているということによろしいですか。

事務局
(関根主幹)

はい。
今時点でまだ復旧はしていません、そちらについては、10月14日を目途にすべての復旧ができるよう、各課に指示を出したいというふうに考えております。

議長
(佐世会長)

他にございますか。
よろしいですか。
ないようだったら報告ということなので、一応ここで終わりにさせていただいて、続いて議題に戻りますけれども、議題の(3)、その他について何かありましたらお願いいたします。

(3) その他

事務局
(関根主幹)

はい。
2点ほどございます。
まず1点目は先ほど会長さんの方から答申の案について、10月7日までにご意見等がありましたら、事務局の方へというお話をいただきましたが、また前回と同じように様式を定めましたので、そちらについて今、資料をお配りさせていただきます。
もう1点が、これ以前の資料で恐縮ですが、8月4日に使用した資料3について、会議後に誤字・脱字等が見つかりましたため、8月25日に資料3の正誤表を送りさせていただいたのですが、その正誤表の訂正になります。今、資料を配布させていただきます。お配りしてからまたご説明いたします。

(資料配布)

事務局
(関根主幹)

では、まず1点目の先ほどこちらの福原課長の方からご説明させていただきました、答申に対する意見についてということで、様式の方、お配りさせていただきました。

こちらは前回と同じように、メール、FAX、郵送お送りいただきまして、記入の仕方ですが、資料の修正箇所がわかるように、論点番号またはページ番号の記入の方をお願いいたします。

それで、該当箇所を記入の上で、文言の修正が必要というふうにお考えの場合は、なるべくその修正案を具体的に記入していただきますと非常に助かります。

こちらを10月7日までに、もしあれば提出の方をお願いできればと思います。

あともう1点が正誤表の訂正で大変恐縮ですけれども、前回の会議での資料3の17ページに、現行の個人情報取扱事務届出書の見本ということで示させていただいておりました。この届出書の裏面に要配慮個人情報という項目がありまして、そこの収集根拠に、法律で定めがある場合、それと、この運営審議会の皆様に意見を聞いて認められた場合の2つの項目が挙げられています。法改正後は、その根拠はなくなりますので、その部分は外した内容になるため、私の方で勘違いして、この項目は削除で正誤表出ささせていただいたのですが、あくまでもこの資料としては現行の見本ということでのお示しでしたので、この収集の根拠については、ある状態が正しいということになりますので、この17ページの正誤表はなしということで、削除をお願いできればと思います。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

議長 (佐世会長) ありがとうございます。
意見は10月7日まででしたね。

事務局 (関根主幹) はい。

議長 (佐世会長) ということですので、よろしく願いいたします。
それでは、これで他になれば、すべて本日の議事は終了とさせていただきます。
ここで進行の任を司会に戻したいと思いますので、よろしく願いいたします。ご協力ありがとうございました。

事務局 (福原課長) ありがとうございました。
本日は、慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。
今後の運営審議会の開催につきましては、令和5年3月頃を予定してございます。改めてご案内をさせていただきますのでよろしく願いいたします。
それでは以上をもちまして、令和4年度第2回久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会を終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。(注)

令和 4 年 10 月 25 日

佐世 芽

(注) 特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。